

「平成28年度広島市食品衛生監視指導計画（案）」への意見募集結果について

平成28年3月

広島市健康福祉局保健部食品保健課

このことについて、お寄せいただいたご意見の概要と広島市の考え方について下記のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

記

- 1 募集期間：平成28年2月1日～平成28年2月29日
- 2 寄せられたご意見及びそれに対する回答：1件

区分	意見の概要	広島市の考え方
全体部分	<p>食品売場において、揚げ物等を購入者自身がトング等を使ってパッケージする、いわゆる「セルフ方式」による販売形態については、陳列棚の高さが低く、無蓋であるため、買物客の咳や塵埃が防除できず、また子供のいたずらなどにより、不潔な状態となっている。せめて、棚の高さを調整し、ケースに入れて販売すべきではないか。是非、揚げ物、菓子パン等加熱調理しない食品を安心して購入できるよう、販売方法を改善すべきである。</p>	<p>揚げ物、菓子パン等のセルフ方式による販売に限らず、食品営業施設は、食品衛生法に基づき、施設内外を清潔に保ち、ねずみや昆虫を駆除するとともに、食品や器具等を衛生的に取扱わなければならないとされています。</p> <p>そのため本市では、今後とも食品営業施設に、定期的に立入検査を行い、不衛生な状況があれば、衛生的に取扱うよう指導を行ってまいります。</p>